山口征四郎　山口　智幸　山口　直和
山口　夏実　山口　典子　山崎　晃子
山崎　建　山崎さとみ　山﨑　二郎
山﨑　信治　山崎　卓思　山﨑　勇作
山﨑　淑子　山地　伸浩　山下　栄一
山下　寿明　山下　智章　山下　秀徳
山下真由美　山田　敦　山田　育子
山田　和俊　山田　翔吾　山田慎太郎
山田　知佳　山田　剛　山田　博志
山田　昌弘　山田　康雄　山田　洋嗣
山中　雅之　山根　晃一　山根　千春
山根　秀基　山野　修敬　山之内友美
山之口敬子　山端　慶太　山本久美子
山本　健治　山本　晃司　山本　茂行
山本　卓　山本　貴則　山本　高義
山本　高義　山本　透　山本　淑貴
山本　展大　山本　弘　山本　洋充
山本　昌輝　山本　康博　山本　祐輔
山家しずよ　谷許　直也　矢山　遼
湯淺　祐世　行船　美穂　湯本　與三
横井　伸次　横井　俊弘　横内　淳
横須賀雅司　横堀　亮　横山　桂吾
横山　紫乃　横山　伸　横山　拓磨
横山　智美　芳井　裕子　吉岡　洋平
吉川　佳延　吉澤安治洋　吉田　健司
吉田　敬子　吉田　賢一　吉田　重樹
吉田　信一　吉田　直隆　吉田　尚宏
吉田　秀樹　吉田　弘文　吉田　雅彦
吉田　由美　吉武　修　吉永　幹英
吉野　隆司　吉野　剛　吉野　利彦
吉濱　豪　吉原　祥司　良峰　誠
吉村　昭信　吉村　隆　吉村　真幸
吉村　優作　吉村　龍一　吉本　邦雄
吉本　政樹　吉山　正行　米田　茂大
四方田康輔　李　怡然　若林　伸茂
若松　里美　若山　隆男　若山　哲生
脇上　洋一　和気　拓男　鷲尾　正恵
和田　孝之　和田雄一郎　渡辺　綾子
渡邊　勲　渡邊　健一　渡邉　信也
渡辺　進　渡邉　晋　渡部　孝仁
渡辺　岳雄　渡辺　健彦　渡邉　俊之
渡邉　秀史　渡邉　均　渡邉　文吾
渡邉　誠　渡邉　昌彦　渡邉美恵子
渡邊　素広　渡部　勇

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２５９号
大阪府東大阪市上小阪３丁目12―13、申立時の住所兵庫県明石市大久保町森田120　神戸刑務所内
債務者　野口　達也
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
神戸市西区玉津町今津192番地の１　ビリーブタウンＢ202号
債務者　岡部　富彦
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
神戸市西区玉津町今津192番地の１　ビリーブタウンＢ202号
債務者　岡部こず恵
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７０号
神戸市西区井吹台東町４丁目11番地の１
債務者　石谷　拓也
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
兵庫県明石市魚住町住吉１丁目13番６号ヴィダ・ブローテ101号、前住所兵庫県明石市松江741番地の10
債務者　水田　賢吾
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
兵庫県明石市東朝霧丘１番45号　クレストハイツ朝霧101号
債務者　前田　　愛（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第８０号
兵庫県明石市東朝霧丘１番45号　クレストハイツ朝霧101号
債務者　米満香代子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第８４号
兵庫県明石市上ノ丸１丁目６番22号　市川マンション
債務者　花澤　利行
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
兵庫県明石市本町１丁目７番９号　ギャラクシー901号
債務者　重廣　和美
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県淡路市志筑1525番地２
債務者　安居　佐弓
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県淡路市江井2732番地
債務者　榮井　　正
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第１５６号
熊本市東区長嶺南１丁目４番43号
債務者　河野千代美
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係